



平成 30 年 4 月 16 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 テ イ ツ ー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 原 克 治
(J A S D A Q コード 7 6 1 0)
問 い 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 青 野 友 弘
電 話 番 号 0 4 8 - 9 3 3 - 3 0 7 0

取締役の報酬制度改定及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、従来のストックオプション制度を廃止し、それに伴い新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成 30 年 5 月 30 日開催予定の第 28 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 役員報酬制度の見直しについて

現在、当社の取締役の報酬等の額の構成は、基本報酬、ストックオプション、賞与から構成され、当社の取締役の報酬等の額は、平成 12 年 5 月 25 日開催の第 10 期定時株主総会において、年額 2 億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額として平成 28 年 5 月 27 日開催の第 26 期定時株主総会にて年額 1,000 万円以内（うち社外取締役 30 万円以内）とご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬を、既存の取締役の報酬額である年額 2 億円の内枠で支給することとしたいと存じます（本制度の詳細は 2 にて後述）。また、本議案のご承認をいただいた場合、現行のストックオプションの報酬枠を廃止することといたします。

なお、賞与については、従来株主総会にてご承認いただいた上で支給することとしておりましたが、改定後は、上記の年額 2 億円の範囲内にて当社の取締役会による決定により支給することといたします。

本役員報酬制度の見直しについては、後段の「(ご参考) 役員報酬制度の見直し」をご参照下さい。

2. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認をいただくことを条件といたします。

3. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 3,000 万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年 60 万株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

(ご参考) 役員報酬制度の見直し

	<現行制度>	<新制度>
基本報酬	基本報酬 年額2億円以内	基本報酬 年額2億円以内
賞与	賞与 株主総会で決議 (基本報酬とは別枠)	賞与 取締役会で決議
ストックオプション/ 譲渡制限付株式報酬	ストックオプション 年額1,000万円以内	譲渡制限付株式報酬 年額3,000万円以内
合計	合計 年額2.1億円以内 (賞与は別枠)	合計 年額2億円以内

以 上